

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会・講演会 **無料**

成年後見制度は、権利や財産を守る身近な仕組みです。

平成30年 **1月20日**(土)

<講演会>

■大宮会場・熊谷会場・川越会場

9時30分～10時45分 予約不要

<面談相談>

■大宮会場・熊谷会場・川越会場・越谷会場

11時～16時 要予約

<電話相談>

048-872-8055(※相談日当日のみ)

11時～16時 予約不要



つながる、支える。

一人暮らしの
今後が心配

遺産分割協議を
したいけど、
父が認知症で
どうしたらよいか

知的障がいを持つ
子供の将来が心配

年金が母のために
使われていないみたい
…どうしよう

簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

詳細は裏面をご覧ください。

主催

埼玉司法書士会 <http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/>

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部 <http://ls-saitama.jp/>

問合せ・予約

埼玉司法書士会事務局 **048-863-7861**